

お客さま各位

令和 8 年 2 月

暗号資産交換業者・資金移動業者への振込制限について

平素より飯田信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者（以下「暗号資産交換業者等」といいます）へ送金される事例が多発しています。

当金庫は、金融庁および警察庁からの要請を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者等へのお振込みに際し、口座名義人名と異なるご依頼人名にてお振込みされる場合は、お振込みを制限させていただきます。

また、ご本人名義での暗号資産交換業者等へのお振込の際にも、詐欺被害拡大防止のためお振込みの理由を確認させていただくとともに、必要に応じて資料等の提出を求める場合がございます。なお、通常の投資目的等での暗号資産交換業者等への振込をすべて禁止するものではありません。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るため、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※振込依頼人名による取扱可否の具体例

支払名義人口座	振込依頼人名	振込可否
イイダ イチロウ	イイダ イチロウ	振込可
イイダ イチロウ	1234 イイダ イチロウ	振込可
イイダ イチロウ	シンキン タロウ	振込不可
イイダ イチロウ	イイダ ハナコ	振込不可
イイダ イチロウ	IIDA ICHIRO	振込不可

（口座名義の前後に数字を付される場合は制限の対象にはなりません）。

<参考>

警察庁 「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

